

仕 様 書

1 案件名

豊平区役所一般共用車用自動車借受（リース）

2 台数

1台

3 借受期間

令和5年3月10日から令和10年3月9日まで（60ヶ月）

ただし、本調達には地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

4 車両基本仕様

- (1) 車種：普通四輪自動車
- (2) 形状：ステーションワゴン（ミニバンタイプ）
- (3) 年式：令和4年式以降（新規登録）
- (4) 排気総量：1,700cc以上
- (5) 燃料：ガソリン（ハイブリッド）
- (6) 駆動方式：四輪駆動方式
- (7) ミッション形式：オートマチック（CVT含む）
- (8) 乗車定員：7名以上
- (9) ドア形状：5ドア以上、後席はスライドドアであり、後部ドアがあること。
- (10) 塗装：シルバーまたはホワイト系
- (11) 内装：ブラックまたはグレー系
- (12) 仕様：寒冷地仕様
- (13) 環境仕様：低排出ガス車認定レベル「H17☆☆☆☆」以上を満たすこと。

5 付属品・装備

付属品、装備については、社外品を用いることを妨げるものではないが、いずれも使用可能な状態で納品すること。

(1) 夏用タイヤ：4本

ア 日本製であること。

イ 新品であること。

ウ ホイール付きであること（鉄ホイールの場合はホイールキャップを付属させること。またはアルミホイール組み込み済みであること。）。

- (2) スタッドレスタイヤ：必要数
- ア ブリヂストン・ヨコハマ・日本ダンロップ社製のいずれかであること。
 - イ 新品であること。
 - ウ ホイール付きであること（鉄ホイールの場合はホイールキャップを付属させること。またはアルミホイール組み込み済みであること。）。
 - エ 3シーズン経過後に受注契約者の負担において、新品に交換を行うこと。
- (3) サイドバイザー 一式
- (4) フルシートカバー 一式
- (5) フロアマット 一式（全席分及びラゲッジスペース分）
- (6) スノーマット 一式（運転手席を除く全席分）
- (7) 冬用ワイパー 一式
- (8) エアコン
- (9) FM/AM ラジオ
- (10) カーナビゲーション（TV 無し）
- (11) リヤカメラ
- (12) ドライブレコーダー
- ア 200 万画素以上であること。
 - イ 前後2カメラタイプとし、全方位の状況を撮影できるものであること。
 - ウ 画像データについては、外部記憶媒体（SD カード等）を使用するものであること。
なお、外部記憶媒体は受注契約者が用意すること。
 - エ データの保管は、古い画像データから消去し自動的に上書きするものであること。
 - オ ドライブレコーダーは、配線の見える場所を最低限にして設置の上、納車すること。
- (13) 後部座席電動スライドドア
- 助手席側スライドドアが電動であること。
 - なお、両側とも電動スライドドアになることを妨げるものではない。
- (14) 標準工具一式（ジャッキ含む）
- (15) ガソリン
- 納車時には発注者及び受注契約者双方容器内 100%とする。
- (16) 拡声器セット（アンプ・スピーカーそれぞれ 10W 以上）一式
- 拡声器セットのスピーカーはエンジンルーム内に設置するものとする。
- (17) その他、上記に記載のないものについても、機能上当然必要なものは装備すること。

6 保険加入

- (1) 当該車両の自動車損害賠償責任保険は受注契約者の負担とする。
- (2) 任意保険は受注契約者の負担とし、次の内容とする。
- ア 年齢制限 なし
 - イ 対人保険 無制限
 - ウ 対物保険 無制限（免責額なし）
 - エ 搭乗者保険または人身傷害保険（1名につき死亡時 3,000 万円以上）

オ 車両保険（自損事故、車両盗難等含む） 時価（免責額なし）

(3) 任意保険証の写しを車検証に添付すること。

7 メンテナンス・事故対応等

- (1) 車検及び定期点検等（オイル等の交換または補充を含む。）については、受注契約者の責任において確実に実施すること。
- (2) 車検及び定期点検の実施日程は、発注者及び受注契約者双方の協議のうえ決定すること。
- (3) 事故処理及びこれに伴う車両の修繕は、発注者の指示に従い、受注契約者の責任において行うこと。
- (4) 車検、定期点検、修理期間中には受注契約者の負担において借受車両と同等の代替車を用意すること。
- (5) タイヤ交換の際は、発注者の指示に従い受注契約者が行うこと。なお、交換後のタイヤについては受注契約者が保管すること。
- (6) 車両の維持管理に要する経費のうち、燃料（納車時を除く）及びパンク修理並びに経年劣化または使用劣化し交換するタイヤ（スタッドレスタイヤの指定シーズン経過による新品交換は除く）の費用は発注者の負担とする。
- (7) リース車両全損時は、当該車両に係る契約は解除する。その際、過失の有無に関わらず途中解約に係る精算は行わない。

8 リース料に含む項目

- (1) 登録納車諸費用 一式
- (2) 自動車取得税など自動車関係諸税 一式
- (3) 自動車賠償責任保険料及び任意保険料 一式
- (4) 車検・定期点検費用 一式
- (5) 事故処理費用 一式
- (6) 事故処理に伴う車両修繕費用 一式
- (7) オイル・油脂類・バッテリー交換及び補充費用 一式
- (8) 付属品・装備品準備費用（配線工事も含む） 一式

9 走行距離

年間走行距離 7,000～10,000km 程度

※ これを超過した場合でもリース料の精算は一切行わない。

10 納入期限及び納入場所

- (1) 納入期限
令和5年3月10日（金）8：45～17：15の間
- (2) 納入場所
札幌市豊平区役所（札幌市豊平区平岸6条10丁目）

11 借受想定車両

トヨタ ノア（ハイブリッド）

※ あくまで規格を示す物品の例示であり、当該物品を指定するものではない。

12 その他

- (1) 納入時には納品書を提出すること。
- (2) 期間中に租税公課、リース料率に変更が生じた場合でもリース料の変更は行わない。
- (3) 賃貸借期間の始期又は終期が月の中途にかかるときの当該月分の賃料は、当該月の歴日数に基づく日割計算により算定した額とする。
- (4) 納入遅延時は受注契約者の負担において借受車両と同等の代替車を用意すること。
また、当該代替車は、乗車定員が7名以上でかつ拡声器セットとバックカメラ機能の装備を必須とする。
なお、代替車を用意できない場合は、契約書に基づき、違約金を支払うこと。
- (5) 納入日程については、事前に発注者と協議し、十分な打ち合わせを行うこと。
- (6) リース期間満了後におけるリース物品の買取りまたは再リースについて当事者は協議をすることができる。
- (7) 仕様書に記載がない事項については、協議のうえ、決定する。

13 契約担当

札幌市豊平区市民部総務企画課庶務係

Tel : 011-822-2405 Fax : 011-813-6585

メールアドレス : toyohira-shomu@city.sapporo.jp